



県章

三重県公報

平成4年2月25日 火曜日 第322号

目次

規則

- 土地区画整理法施行に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 2

告示

- 町及び字の区域を変更する旨の届出 (地方課) 2
- 町及び字の区域を設定及び変更する旨の届出 (同) 3
- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 14
- 保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録 (同) 15
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (林業課) 15
- 同件 (同) 15
- 保安林の指定をする予定である旨の通知の変更 (同) 16
- 国定公園に関する公園事業の決定及びその関係書類の縦覧 (緑化推進課) 17
- 規約を定めることについての同意が要件に適合している旨 (漁政課) 17
- 共済契約の締結の申込み等についての同意が要件に適合している旨 (同) 17
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 18
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 20
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 (砂防課) 21
- 都市計画公園の変更及びその関係図書の縦覧 (都市計画課) 22
- 都市計画道路の変更及びその関係図書の縦覧 (同) 22

公安委告示

- 遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨 (公安委員会) 25



公 告

- 予防接種業務を行う医師等 (保健予防課) 26
- 土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (耕地課) 27
- 換地処分 (農村整備課) 27

規 則

土地区画整理法施行に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年二月二十五日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第十一号

土地区画整理法施行に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則

土地区画整理法施行に関する事務の一部を委任する規則(昭和四十一年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「鈴鹿市西条第二土地区画整理事業」の下に「鈴鹿都市計画事業野町東部土地区画整理事業」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に申請があった土地区画整理法(昭和十九年法律第三十九号)第七十六条第一項の規定による建築行為等の許可については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第93号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、多気郡明和町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成4年2月25日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 多気郡明和町大字川尻字浦山に編入する区域
多気郡明和町大字川尻字北汐田1126の1の一部、1126の2に隣接する道路

である国有地の全部、柿木原町字建長寺の区域の全部

- 2 多気郡明和町大字川尻字起シに編入する区域
多気郡明和町土古路町字崩の区域の全部
- 3 多気郡明和町大字中村字堀ノ内に編入する区域
多気郡明和町土古路町字東高田の区域の全部、字上ノ町の区域の全部、出間町字長ノ垣内の区域の全部
- 4 多気郡明和町大字中村字長波賀に編入する区域
多気郡明和町出間町字キノの区域の全部、字東川原の区域の全部

三重県告示第94号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、松阪市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を設定及び変更する旨、同市長から届出があった。

平成4年2月25日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 松阪市柿木原町字新田に編入する区域
松阪市柿木原町字横手山352の一部、353の一部、357の一部、358の1の一部、358の2の一部、359から361までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字中曾368から374までの各一部、379から382まで、383の一部、384から393まで、409から418まで、419の1から419の6まで、420から426まで、427の1、427の2、428から431まで、451から461まで、462の1、462の2、463の1、463の2、464から480まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、字建長寺499から510まで、511の1、512の1、513の1、514の1、514の2、515の1、515の2、515の9から515の13まで、515の35、515の38から515の43まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに496から498までに隣接する道路である国有地の全部、大字川尻字南汐田377の1、379、1122の1及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字北汐田383、486の1、1126の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに柿木原町字中曾419の1から419の6まで、420の一部、421の一部、465の一部、466、467、469の一部に隣接する大字川尻字北汐田の道路である国有地の全部、字浦山598の126、598の128、598の265、598の331、598の334、598の353、598の364、598の365、598の438から598の441まで、598の676から598の696まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
- 2 松阪市柿木原町字横手山に編入する区域
松阪市柿木原町字汐田255の一部、256の一部及びこれらの区域に隣接介在

する道路、水路である国有地の全部、字山ノ越264の一部、265、266、267の一部、267の1、⁽²⁶⁸⁾₍₂₆₉₎の一部、270から272までの各一部、273、274、274の1、275、275の1、276、277、278の1、278の2、279から281まで、282の一部、285の一部、285の1、⁽²⁸⁶⁾_(287の1)の一部、286の1、287、288及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、字中曾354から356まで、363、368から374までの各一部、383の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、出間町字浦山150の2の一部、152の一部、153の2の一部、153の3の一部、156から158までの各一部、163の一部、164の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

3 松阪市柿木原町字里に編入する区域

松阪市柿木原町字桃垣内81の2の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字里前146の一部、152の1の一部、152の2、153の一部、154の一部、155の1の一部、155の2、156の1から156の4まで、157の1、157の2及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部並びに145の一部、158に隣接する道路、水路である国有地の全部、字宮ノ前205、206、206の1、207、208の2、216、217、218の一部、219の一部、221から224までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字汐田255から258までの各一部、259、260の1、260の2、261、262及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、字山ノ越263、264の一部、267の一部、⁽²⁶⁸⁾₍₂₆₉₎の一部、270から272までの各一部、282の一部、283、284、285の一部、⁽²⁸⁶⁾_(287の1)の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、東黒部町字地藏釜1456の4、1477の2、1478の2、1620の2の一部、1620の5、1724の2、1725の2、1726の2、1732の2、1734、1735の2、1736の1及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

4 松阪市柿木原町字桃垣内に編入する区域

松阪市柿木原町字丸橋7の3、9の1から9の3まで、11の1、11の2、12から18まで、19の1、19の2、21の2、21の3、59の2、61の1、61の2、62の1、63から66まで、⁽⁶⁷⁾₍₆₈₎、69、70、72、97の1、98の2、99の3、100、101及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、字里前117の2の一部、118の2の一部、119の2の一部、120の2の一部、121の2の一部、123の一部、152の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部、字里171の2、東黒部町字地藏釜1620の2の一部、字神守山の区域の全部

5 松阪市柿木原町字里前に編入する区域

松阪市柿木原町字桃垣内114の2の一部、116の2の一部及びこれらの区域

に隣接介在する道路である国有地の全部並びに字里前129の2の一部、135の1、136の2に隣接する字桃垣内の道路である国有地の全部、字宮之前218の一部、219の一部、220、221から224までの各一部、225から238まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字汐田239から242まで、243の一部、244、245の一部、246の一部、247から253まで、254から258までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、出間町字四ノ坪80の1の一部、⁽⁸¹⁾₍₈₂₎の一部、85の一部、85の2の一部、86の一部、87の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字ノギ88の一部、88の2の一部、89から97までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字七反田126から128までの各一部、131の一部、132の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字イミジ133の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部、字須賀添148の2の一部

6 松阪市土古路町字北山に編入する区域

松阪市土古路町字南山177の一部、178の一部、180から183までの各一部、205の1の一部、205の2の一部、206の一部、207、208、232の2の一部、239の一部、241から244までの各一部、245の3の一部、246の1の一部、246の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに字北山230の2に隣接する字南山の道路である国有地の一部、柿木原町字横手山335の一部、336の一部、337、338の1の一部、338の2の一部、338の7の一部、338の13の一部、出間町字浦山174の2の一部、181の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

7 松阪市土古路町字南山に編入する区域

松阪市土古路町字水落169の一部、169の1、170の一部、170の1、171の一部、171の1、172の一部、173の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字大年北234の一部、234の1、236の一部、236の1の一部、280の一部、280の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、出間町字浦山182の一部、183の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

8 松阪市土古路町字東山とする区域

松阪市土古路町字水落166の2の一部、167の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字南山185の1の一部、185の2の一部、186から190まで、190の2、191、192、193の1から193の10まで、194、195の1、195の2、196から199まで、200の1、201の1、201の2、202の1、202の2、203、203の1、204、205の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である

国有地の全部、大字川尻字小西出1095の一部

9 松阪市土古路町字東沖に編入する区域

松阪市土古路町字東高田77の2の一部、(79/80)の一部、81の1の一部、81の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字向82の1の一部、82の2の一部、92の一部、143の一部、143の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字崩の区域の全部、字大年前144の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字水落162、162の1、163、163の1、164から166まで、166の1、166の2の一部、167の一部、168、169の一部、170の一部、171の一部、172の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字南山185の1の一部、185の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、大字川尻字小西出1095の一部、字起シ1237の2、1240の3の一部

10 松阪市土古路町字大年とする区域

松阪市土古路町字東沖134の2の一部、135の一部、135の2、135の3、136の一部、136の2の一部、155の一部、155の2の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字大年前144の一部、145の一部、148の一部、148の2の一部、149の一部、150の一部、151から154まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字水落172の一部、172の2、173の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字南山174の一部、176の一部、176の1、177の一部、178の一部、243の一部、244の一部、245の2の一部、247の一部、248、249の一部、250、251及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字大年北234の一部、235、235の2、236の一部、236の1の一部、236の2、252、253、253の2、253の3、254から259まで、261から263まで、263の2、264、265から267までの各一部、268の一部、269から271まで、272の一部、273の一部、275の一部、276の一部、276の1、277から279まで、280の一部、280の1の一部、281から283まで、283の2、284から288までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の一部

11 松阪市土古路町字銭入に編入する区域

松阪市土古路町字大年前148の一部、148の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字大年北265から267までの各一部、267の2、268の一部、272の一部、273の一部、274、275の一部、276の一部、284から288までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

12 松阪市土古路町字池田とする区域

松阪市土古路町字大年北288の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字西五ノ坪289から296までの各一部、297の1から297の3まで

の各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字上池田の区域の全部、字銭入303の一部、305から309までの各一部、311の1から311の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字北浦325の一部、326、327、327の1の一部、328から330まで、331の一部、359の一部、359の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字里中358の3の一部、358の4の一部、360の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、出間町字五ノ坪195の3の一部、198の一部、200の一部、201の一部、201の2の一部、202の2の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字池田202の一部、202の1の一部、203から205までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部

13 松阪市土古路町字里中に編入する区域

松阪市土古路町字所前1の1の一部、1の2、2の一部、9の1の一部、9の2、10の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字広畑ヶ53の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字東浦54の1から54の3までの各一部、57の一部、58の一部、345の1の一部、345の2の一部、345の3、346の1の一部、346の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字銭入311の1の一部、311の3の一部、312の1、312の1の一部、317の一部、319の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字北浦320、321、321の1、322、325の一部、327の1の一部、331の一部、332から334まで、336、359の一部、359の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、出間町字池田205の一部、206の一部、232の一部、233の一部、234の一部、234の1、249の1の一部、249の2の一部、250の1の一部、250の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

14 松阪市土古路町字東浦に編入する区域

松阪市土古路町字広畑ヶ35の一部、36の1の一部、36の2、37の1の一部、37の2の一部、48の2の一部、49の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに字東浦56の1に隣接する字広畑ヶの道路である国有地の全部、字東高田68の1から68の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字向86の1の一部、86の3、87から90までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字大年前147の一部、148の一部、148の2の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字銭入310の一部、311の2の一部、311の3の一部、312の1の一部、312の2、313から316まで、317の一部、318、319の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

15 松阪市土古路町字向に編入する区域

松阪市土古路町字東高田68の1の一部、68の2の一部、69の1の一部、69の2、70の1の一部、70の2、70の3の一部、71の1の一部、71の2、72から76までの各一部、⁷⁹/₈₀の一部、81の1の一部、81の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字大年前144の一部、145の一部、146、146の2、147の一部、148の一部、149の一部、150の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

16 松阪市土古路町字東高田に編入する区域

松阪市土古路町字広畑ヶ35の一部、36の1の一部、37の1の一部、37の2の一部、38、39の一部、40、41の2から41の6までの各一部、42の1から42の3までの各一部、43から47まで、48の1、48の2の一部、49の1、49の2の一部、50、51、52の一部、53の1の一部、53の2、53の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字東浦54の1から54の3までの各一部、345の1の一部、345の2の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、大字川尻字起シ1240の3の一部、大字中村字堀ノ内1126の3、1126の4、1126の5の一部

17 松阪市土古路町字上ノ町に編入する区域

松阪市土古路町字広畑ヶ39の一部、41の3の一部、41の4の一部、41の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、出間町字長ノ垣内348の一部、348の1、349の一部、349の2の一部、350の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、大字中村字堀ノ内1093の3、1093の4、1094の3の一部、1126の5の一部

18 松阪市土古路町字上古路前とする区域

松阪市土古路町字所前1の1の一部、2の一部、3、4の一部、⁵/₆の1の一部、6、7、8、9の1の一部、10の一部、11から16まで、¹⁷/₁₈、19の一部、20の一部、20の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字上ノ町21、21の2の一部、22から26まで、27の1の一部、28の1、28の2、29の1、29の2、30の1の一部、30の2、31の1の一部、31の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字広畑ヶ41の1、41の2の一部、41の4から41の6までの各一部、42の1から42の3までの各一部、52の一部、53の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字東浦345の1の一部、345の2の一部、346の1の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部、出間町字池田250の2の一部、字上古路前295の1の一部、295の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字東田333の1の一部、334の1の一部、335の1の一部、337の一部、337の2の一部、338の1の一部及びこれらの区

域に介在する道路等である国有地の全部、字長ノ垣内341の一部、341の2の一部、341の3の一部、342の一部、349の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

19 松阪市出間町字浦山に編入する区域

松阪市出間町字須賀添148の2の一部、149の一部、149の2及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、柿木原町字汐田245の一部、246の一部、254の一部、255の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字横手山325の4の一部、328の一部、328の1の一部、329の一部、329の1の一部、330の2の一部、331の1の一部、331の2の一部、334から336までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字浦山183に隣接する土古路町字大年北の道路である国有地の一部

20 松阪市出間町字五ノ坪に編入する区域

松阪市出間町浦山161の1から161の3までの各一部、178の一部、183の一部、184の一部、186の2、186の3、186の4から186の8までの各一部、186の9、186の10及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、土古路町字大年北288の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに出間町字浦山183に隣接する土古路町字大年北の道路である国有地の一部、出間町字五ノ坪188の2の一部に隣接する土古路町字大年北の道路である国有地の全部、字西五ノ坪289から296までの各一部、297の1から297の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

21 松阪市出間町字ホウシ垣内に編入する区域

松阪市出間町字里中40の1の一部、40の3の一部、40の4の一部、字一反田112の2の一部、115の一部、118の一部、119の一部、123から125までの各一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字七反田132の2の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字イミジ133、133の2の一部、134から143まで、211、212、212の2、213、213の2、213の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の一部、字須賀添144、145、145の2、146から148まで、148の2の一部、148の3、149の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字浦山154の1の一部、154の4の一部、154の5の一部、161の1の一部、161の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字五ノ坪190の一部、191から194まで、194の2から194の4まで、195、195の2、195の3の一部、196、197、197の1、198の一部、199、199の2、200の一部、200の2の一部、202の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、

字池田202の一部、202の1の一部、203から206までの各一部、207、207の2、208、209の1、209の2、210、230、231、231の2、232から234までの各一部、249の1の一部、249の2の一部、250の1の一部、250の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字社前243、247の一部、247の2の一部、251の一部、252の2の一部、253の3から253の5までの各一部、254の1から254の4までの各一部、255の一部、256の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字社前251に隣接する字土古路前の道路である国有地の全部、柿木原町字汐田243の一部、245の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに出間町字須賀添148の2の一部に隣接する柿木原町字汐田の道路、水路である国有地の全部

22 松阪市出間町字阿づに編入する区域

松阪市出間町字池田250の1の一部、250の2の一部、字社前251の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字土古路前286の一部、286の1の一部、287の一部、288の1の一部、288の2の一部、289の1、289の2、290から292まで、293の1から293の3まで、294の1、294の2、295の1の一部、295の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字向井311の3の一部、320の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字長町322の一部、323の1の一部、323の3の一部、324の1、325の1、326、327の1、328の1、329の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字東田330の1、331の1、332の1、333の1の一部、334の1の一部、335の1の一部、336の1、337の一部、337の2の一部、338の1の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字長ノ垣内339、339の1、339の2、340、340の2、341の一部、341の2の一部、341の3の一部、342の一部、343、344の1、344の2、345、345の1、346、347、348の一部、349の一部、349の2の一部、350の一部、351、352の2、353の2、354の2、354の3、355、355の1から355の3まで、356の1から356の3まで、356の5及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、土古路町字所前4の一部、 $\left(\frac{5}{6}\right)$ の1の一部、19の一部、20の一部、20の2の一部、20の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字中村字堀ノ内1094の3の一部、1094の4、1094の5

23 松阪市出間町字三反田に編入する区域

松阪市出間町字社前252の2の一部、253の2、253の3から253の5までの各一部、254の2の一部、255の一部、256の一部、256の2の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字中出間259、259の2、260、

260の2の一部、261から264まで、265の1、265の2、266の1、266の2、267から279まで、279の2、280から285まで、285の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字土古路前286の一部、286の1の一部、287の一部、288の1の一部、288の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字阿づ301の一部、301の2、301の3の一部、302の2の一部、302の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字向井311の3の一部、312の1、312の3、312の4、313の1、313の2、314の1、315の1、320の1の一部、321の1、321の4及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字長町322の一部、323の1の一部、323の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字松本535の4の一部、535の7の一部、535の9の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

24 松阪市出間町字松本に編入する区域

松阪市出間町字六反田1から3まで、3の2の一部、4、5から8までの各一部、8の1の一部、12及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字里中13の一部、14の一部、16の一部、16の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字西浦69の一部、69の2の一部、69の3の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字三反田523の5、529の7及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字門田537の一部、537の2の一部、537の3の一部、538の一部、540の一部、541の一部、541の1、541の2の一部、541の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大垣内町字松本394の1、395の1の一部、396の1の一部、396の2の一部、397の1の一部、399の1の一部、400の2の一部、400の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字十一415の1の一部、417の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部

25 松阪市出間町里中に編入する区域

松阪市出間町字六反田5の一部、6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字門田19、20、22、27、28、31の1から31の4まで、33の1、257の1、257の2、257の2、257の3、257の4、257の4、258の1、258の2、536の2、537の一部、537の2の一部、537の3の一部、538の一部、540の一部、541の一部、541の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに33の2、33の3に隣接する道路である国有地の全部、字西浦69の一部、69の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字惣尻70の4の一部、70の6の一部、70の7、106の2の一部、106の3の一部、106の5の一部、106の6の一

部、107の一部、108の1の一部、108の2の一部、108の4の一部、109の1、109の1の一部、109の2の一部、109の2の一部、109の3、109の5の一部、109の6の一部、109の8、109の9の一部、109の10、110の一部、110の1の一部、110の2の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字一反田112の2の一部、字ホウシ垣内215の一部、244の2の一部、245の一部、245の2、245の2、246の1、246の5、246の6、246の7の一部、246の8、246の9、246の10の一部、246の12の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字社前247の一部、247の2の一部、254の1から254の4までの各一部、256の一部、256の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字中出間260の2の一部

26 松阪市出間町字一反田に編入する区域

松阪市出間町字ノギ93の2の一部、96の一部、97の一部、98の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字惣尻98の一部、99から104までの各一部、105の一部、109の6の一部、110の一部、110の1の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字七反田126の一部、126の2、127の一部、128の一部、129、130、131の一部、132の一部、132の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字イミジ133の2の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の一部

27 松阪市出間町字惣尻に編入する区域

松阪市出間町字四ノ坪84の一部、85の一部、86の一部、87の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字ノギ88の一部、88の2の一部、89から93までの各一部、93の2の一部、94から97までの各一部、98の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、柿木原町字里前119の1の一部、120の1の一部、122の1の一部、122の2の一部、123から126までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに出間町字ノギ88の2に隣接する柿木原町字里前の道路、水路である国有地の一部、出間町字惣尻104の2に隣接する柿木原町字里前の道路、水路である国有地の一部

28 松阪市出間町字西浦に編入する区域

松阪市出間町字六反田3の2の一部、7の一部、8の一部、8の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の一部、字四ノ坪80の1の一部、80の3、⁸¹/₈₂、⁸¹/₈₃の一部、84の一部、85の一部、85の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字惣尻70の4の一部、70の6の一部、104の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路で

ある国有地の全部、大垣内町字十一417の一部、418の一部、420の1の一部、422の一部、423の1の一部、424の3の一部、425の8の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

29 松阪市出間町字大塚畑に編入する区域

松阪市出間町字向井312の5、316の1、316の2、316の4から316の7まで、317の1から317の3まで、318の1、318の3、318の5、319の1、319の5、319の6、323の7、520の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字長福寺371の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字服部462の2の一部、475の一部、480の3の一部、480の5、481の1、⁴⁸²/₄₈₃の一部、484の一部、485の一部、486、487の一部、488の一部、489、489の2の一部、490、491、491の2、492、492の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字三反田520の1、520の3、521、522の1、522の2、523の1、524の1、526の1、527、528、529の2、529の4、529の6、532の4及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大垣内町字館ノ北322の3、323の2、323の3、324の1、327の4、328の1から328の3まで、329の2、330の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字藪添331の3、331の5、332の2、336の3、337の2、338の3、339の3、339の4及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに332の1、336の1に隣接する道路である国有地の全部、字車切385の3、393の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字松本394の2、395の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

30 松阪市出間町字長福寺に編入する区域

松阪市出間町字キノ380の2、380の3、381の2、381の3、382の3、382の5、382の7、383の1、383の3、383の5、384から388まで、389の1、390の3、390の6、391から393まで、³⁹⁴/₃₉₅、396、396の2、397の一部、398、399、399の2、400の一部、400の2の一部、409の2の一部、410の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字茶屋前401の一部、402、403の一部、404の一部、404の1の一部、404の2の一部、405の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字東川原411の1の一部、字服部462の2の一部、485の一部、487の一部、488の一部、489の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字大塚畑497の一部、497の2の一部、497の4の一部、498の3の一部、498の6及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、大字中村字長波賀1197の4

31 松阪市出間町字東川原に編入する区域

松阪市出間町字キノ397の一部、400の一部、400の2の一部、408、408の2、409、409の2の一部、410の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字茶屋前401の一部、403の一部、404の一部、404の1の一部、404の2の一部、405の一部、406、406の2、407の1、407の2、431から435まで、435の1、436及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字北ヲバ447、448、448の1、449、450、451、451の2、452から454まで、454の2、455の1から455の3まで、456、456の2、457、457の2、457の3、458の3、458の5、459の1、459の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字服部461の2、461の4、462の2の一部、463の2、464の1、465の1、465の2、466から471まで、473、474の1、474の2、475の一部、476から479まで、480の3の一部、(482)の一部、484の一部、485の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大垣内町字籠ノ北313の2、315の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに313の1に隣接する道路である国有地の全部、大字中村字長波賀1197の5、1201の3、1201の4、1209の6

32 松阪市大垣内町字十一に編入する区域

松阪市出間町字六反田3の2の一部、字西浦77の6の一部

三重県告示第95号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなした。

平成4年2月25日

名称	所在地	指定及び申出受理年月日
医療法人誠会山崎病院	桑名市大字江場1365	4.2.1
医療法人中野整形外科	四日市市西坂部町4584	4.2.1
久保耳鼻咽喉科医院	鈴鹿市白子駅前1-8	4.2.1
中尾歯科一身田診療所	津市一身田町163-4	4.2.1
青山歯科診療所	名賀郡青山町阿保42-1	4.2.1

三重県告示第96号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により、次のとおり保険医及び保険薬剤師を登録し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第3項の規定により国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなした。

平成4年2月25日

氏名	登録の記号及び番号	登録年月日
朴木繁博	三医 9185	H4.2.3
	三国医 9185	
梅原大	三歯 1886	H4.2.4
	三国歯 1886	
政木真紀	三薬 1842	H3.12.26
	三国薬 1842	
小川晴美	三薬 1843	H4.1.8
	三国薬 1843	
山田之里子	三薬 1844	H4.1.21
	三国薬 1844	

三重県告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があった。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

- 解除に係る保安林の所在場所
尾鷲市大字南浦字川奥栗ノ木谷3182の28から3182の30まで、3182の33、3182の34（以上5筆国有林）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があった。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

- 解除に係る保安林の所在場所

志摩郡浜島町大字塩屋字千疋467の25

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

三重県告示第99号

昭和63年2月26日付け三重県公報第11663号に登載した、保安林の指定をする予定である旨の通知（昭和63年三重県告示第96号）を次のとおり変更する。
平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

1 保安林予定森林の所在場所

松阪市大石町字藤川3353、3353の1、3355、3371の1、3372、3373、3375、飯南郡飯南町大字上仁柿字平岩998、1007、1007の1、1008、字イモリ谷1012の15から1012の17まで、1012の32、1012の49、大字有間野字平谷1719の2、1721から1723まで、1723の1、1724、1725、飯高町大字宮本字小西又910の1、911の2、912、913、913の1、916、919、大字舟戸字舟戸口15から19まで、292の1、292の4から292の6まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤川3353の1（次の図に示す部分に限る。）、字平谷1721（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課並びに松阪市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第100号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第12条第3項の規定により、鈴鹿国定公園に関する公園事業を次のとおり決定した。

なお、「関係書類」は、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課及び北勢県民局四日市農林事務所並びに亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

決定した公園事業

公園事業の名称

位置

石水溪野営場

亀山市安坂山町

三重県告示第101号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号口に規定する規約を定めることについての同意は、同法第105条の2第1項に規定する要件に適合しているものと認める。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
あわび畔名加入区 （畔名漁業協同組合の地区）	第1号漁業 （あわびをとる漁業）	志摩郡大王町畔名	畔名漁業協同組合
		“	尾原彦二郎
		“	浜口良平

三重県告示第102号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第3項に規定する共済契約を締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項に規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認める。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
香良洲区域 （香良洲漁業協同組合の地区）	第3号漁業 機船船びき網漁業 （合計総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるものをいう。）	一志郡香良洲町	香良洲漁業協同組合
		“	岡本茂夫
		“	佐藤重雄

尾鷲区域 (尾鷲漁業協同 組合の地区)	第3号漁業 沖合底びき網漁業 (総トン数20トン 以上100トン未満 の漁船によるもの をいう。)及び雑 魚定置漁業	尾鷲市港町3番6号 尾鷲市港町 尾鷲市港町3番6号	尾鷲漁業協同組合 松本又治 尾鷲漁業共同組合
---------------------------	--	---------------------------------	------------------------------

三重県告示第103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東貝野南中津原丹生川停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡北勢町大字鼓字村中803-6番地先から 員弁郡北勢町大字南中津原字東垣内739-5番地 先まで		旧 新	2.50~28.00	1468.20	
		新	8.00~45.00	2058.50	

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
一志郡美杉村上多気字小ガヤ谷1504番地1から		旧	6.40~14.80		381.00
一志郡美杉村上多気字奥新田1572番地2まで		新	12.00~41.00		368.00

第3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
一志郡美杉村上多気字奥新田1582番地1から		旧	5.00~8.80		309.00
一志郡美杉村上多気字奥新田1650番地1まで		新	10.50~20.00		302.00

第4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
一志郡美杉村上多気字奥新田1677番地1から		旧	5.20~12.20		221.00
一志郡美杉村上多気字奥新田1685番地3まで		新	12.00~45.00		211.00

第5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 369号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
一志郡美杉村上多気字小ガヤ谷1504番地1から		旧	6.40~14.80		381.00
一志郡美杉村上多気字奥新田1572番地2まで		新	12.00~41.00		368.00

第6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 369号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
一志郡美杉村上多気字奥新田1582番地1から		旧	5.00~8.80		309.00
一志郡美杉村上多気字奥新田1650番地1まで		新	10.50~20.00		302.00

第7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 369号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
一志郡美杉村上多気字奥新田1677番地1から		旧	5.20~12.20		221.00
一志郡美杉村上多気字奥新田1685番地3まで		新	12.00~45.00		211.00

第8

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
上野市佐那具町字法華堂911-1番地から 上野市佐那具町字川白833-1番地まで		旧	10.50~15.50	75.00
		新	11.40~15.50	75.00

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺田佐那具停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
上野市佐那具町字川白833-3番地先から 上野市佐那具町字川白831-7番地先まで		旧	7.00~13.00	29.00
		新	7.00~13.00	29.00

第10

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市曾根町字上尾92-3番地から 尾鷲市曾根町字田ノ尻5-19番地まで		旧	9.00~20.00	840.00
		新	11.00~26.00	840.00

三重県告示第104号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市楠鈴鹿線	鈴鹿市北堀江町字島跨232-5番地先から 鈴鹿市北堀江町字島跨237-1番地先まで	平成4年2月25日
一般国道 368号	一志郡美杉村上多気字奥新田1582番地1 から 一志郡美杉村上多気字奥新田1635番地3 まで	平成4年2月25日

一般国道 369号線	一志郡美杉村上多気字奥新田1582番地1 から 一志郡美杉村上多気字奥新田1635番地3 まで	平成4年2月25日
県道 久居美杉線	久居市元町字惣垣内815番地先から 久居市小戸木町字川原334番2地先まで	平成4年2月25日
県道 一志美杉線	一志郡美杉村下之川字鴉谷545-1番地先 から 一志郡美杉村下之川字鴉谷545-10番地 先まで	平成4年2月25日
県道 一志美杉線	一志郡美杉村下之川字鴉谷545-10番地 先から 一志郡美杉村下之川字鴉谷531-1番地先 まで	平成4年2月25日
県道 八知下多気一 志線	一志郡一志町大字波瀬字佐野5499番3地 先から 一志郡一志町大字波瀬字川原出4552番地 先まで	平成4年2月25日
一般国道 311号	尾鷲市曾根町字上尾92-3番地から 尾鷲市曾根町字田ノ尻5-19番地まで	平成4年2月25日

三重県告示第105号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供する。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東方(2)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
桑名市大字東方字尾畑

3 区域の土地の表示

桑名市大字東方字尾畑2077の1の一部、2077の2の一部、2080の11の一部、2078の1、2078の2、2078の3、2080の35の一部、2081の2の一部及び2082の土地

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
山城南地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市山城町字南屋敷及び東山

3 区域の土地の表示

四日市市山城町字南屋敷1075の2、1075の4、1075の1、1075の3、982、982の2、1074の3、1074の2、1071の1、1071の2、1072、1076の1、1079、1082の一部及び1081、字東山937の4の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第3

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小広瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡大宮町大字阿曾字小広瀬及び尾阪

3 区域の土地の表示

イ 度会郡大宮町大字阿曾字小広瀬1700の5、1700の4、1700の2、1722の5、1722の1、1723、1721の1、1736の1、1736、1737、1721の2、1722の3、1722の2、1722の4、1722の7、1712の1、1712の2、1711、1706の1、1707の1、1707の3、1708の1及び1708の2、字尾阪1697の2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

ロ 次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号をイの区域の北東側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

度会郡大宮町大字阿曾

字尾阪1697の2	1号
字小広瀬1700の1	2号
“ 1730の1	3号
“ 1723	4号

第4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

切原(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町切原字岡出、中世古及び庵ノ上

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町切原字岡出611、612及び613、字中世古616、618及び617、字庵ノ上644の一部、645及び646の土地並びにこれらに介在する国有地

第5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

切原(3)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町切原字ノ内及び谷上

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町切原字ノ内2472、2473、2452、2442、2443、2445、2447の1及び2448の一部、字谷上2477の一部、2478の1の一部、2482、2486、2485、2487の1、2488、2489、2491及び2490の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中津浜大間地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町中津浜浦字州鼻、大間及びカンジャ

3 区域の土地の表示

イ 度会郡南勢町中津浜浦字州鼻101の4、101の3の一部、98の2の一部、101の7、101の6及び101の5、字大間102の6、104、103、102の7、102の8、183、185、186、187、188及び189、字カンジャ190の3及び190の2、字大間179、177、176、174の1、173、172、174の4、174の3、175の3、178、180、181、114、115及び121の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

ロ 次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号をイの区域の西側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

度会郡南勢町中津浜浦

字州鼻98の2	1号
字大間102の1	2号及び3号
“ 102の5	4号及び5号
“ 102の9	6号及び7号
“ 102の11	8号

字カンジャ193

番地先国有地 9号

字大間172 10号

第7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

片岨地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡阿山町大字石川字片岨

3 区域の土地の表示

阿山郡阿山町大字石川字片岨1395、1395の2、1395の1、1416、1417、1426、1427、1395の3、1428、1429、1430、1431、1431の1、1432、1433、1454の1、1454の2、1455、1455の1、1460、1461、1462、1468の1、1471、1471の1、1476、1474、1475、1495の1、1495の2、1539、1539の1、1514、1514の1、1512、1511、1510、1508、1507、1505、1506、1405、1404、1401、1400、1398、1397、1396の1及び1396の2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
真泥東出地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地
阿山郡大山田村大字真泥字東出

3 区域の土地の表示
阿山郡大山田村大字真泥字東出3177、3181、3182、3183、3184の1、3184の2、3185、3186、3187、3188、3190、3189、3192、3195、3194、3194の1、3120、3119、3123の1、3123、3124、3130、3131、3135、3136、3112の2の一部、3140の一部、3139、3178及び3178の1の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地
熊野市有馬町字上ミ地

3 区域の土地の表示
イ 熊野市有馬町字上ミ地160の1、160の2、157の5、162の1、157の3、164の2、164の5、164の4、164の6、164の1、163、157の4、157の6、161の4、161の3、161の1及び161の2の土地並びにこれらに囲まれた土地

ロ 次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号をイの区域の北側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊野市有馬町

字上ミ地160の1	1号
” 159	2号
” 158	3号
” 157の1	4号

字上ミ地162の1 5号

三重県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により亀山都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

- 1 都市計画を変更する土地の区域
5・5・1号亀山公園
5・5・2号亀山サンシャインパーク
都市計画図書において表示する。

- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び亀山市都市計画課

三重県告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により亀山都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

- 1 都市計画を変更する土地の区域
3・4・3号和田太岡寺線
3・4・4号西丸関線
3・4・15号市ヶ坂御幸線
都市計画図書において表示する。

- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課、亀山市都市計画課及び関町建設課

公安委告示

三重県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3

項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
シンドバット	マルホン工業株式会社	平成4年2月25日	120581
スーパービジョン	マルホン工業株式会社	平成4年2月25日	100631
マスカレード I	株式会社三共	平成4年2月25日	110520
マスカレード II	株式会社三共	平成4年2月25日	110632
フィーバーアストロン II	株式会社三共	平成4年2月25日	100407
マスターズ	株式会社平和	平成4年2月25日	110648
花の係長	株式会社平和	平成4年2月25日	110675
ファンタジー7	太陽電子株式会社	平成4年2月25日	100687
スパイラル	株式会社大一商会	平成4年2月25日	110646
フルーツパラダイスAA	京楽産業株式会社	平成4年2月25日	200021
ビヨマン J r.	株式会社ソフィア	平成4年2月25日	110661
ラブモーション	株式会社ソフィア	平成4年2月25日	110618
マドリーナ	株式会社ソフィア	平成4年2月25日	120608
電光石火	株式会社藤商事	平成4年2月25日	120543
ダンクシュートIII	株式会社藤商事	平成4年2月25日	150653

公 告

三重県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

医 師	予防接種を行う主たる場所	所 在 地
谷川清州	三重県厚生農業協同組合連合会 中勢総合病院	鈴鹿市神戸八丁目28-30

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、伊賀町営土地改良事業（団体営ため池等整備事業上代池地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成4年2月25日から同年3月16日まで

3 縦覧の場所

伊賀町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業東黒部地区第2換地区の換地処分をした。

平成4年2月25日

三重県知事 田川亮三

“献血は人と人とを結ぶ愛のかけ橋”

献血に御協力下さい

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成4年2月25日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課